

## USPTOが商標の指定商品・役務の使用証明に関する最終規則を発表

2017年3月27日  
JETRONY 知財部  
今村、丸岡

米国特許商標庁（以下USPTO）は、商標について、指定された商品・役務の全てにおいて実際に使用されているか否かを確認することについて、最終規則を発表した。

この規則は「商標保有者または登録出願人が使用の証拠を提出する際、USPTOは関連情報、証拠物件、宣誓書または宣言書、商標法第8条に基づき提出される宣誓書または宣言書を適切に審査するために必要と合理的に判断される追加見本、および、同庁が商標登録の正確性と完全性を評価し高める際に必要と合理的に判断される追加見本の提出を求めてもよい」とするもの。

同庁は本規則を制定する理由として、商標登録人が登録時に指定した商品または役務に従った当該商標を米国での商業活動で使用しない場合に、国民に経費を負擔させ、不利益がおきることを挙げている。

なお、同規則の発効日は当初の1月19日官報では2月17日とされていたものの、ホワイトハウスが発行した1月20日付覚書「Regulatory Freeze Pending Review」に準拠するため2月10日付官報において3月21日に変更されている。

1月19日付官報：

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-01-19/pdf/2017-00317.pdf>

2月10日付官報：

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-02-10/pdf/2017-02796.pdf>

Regulatory Freeze Pending Review：

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/20/memorandum-heads-executive-departments-and-agencies>

以上